



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*58 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (総合防災課) ..... 1

### ○ 告示

- 965 平成25年度自衛官募集 (市町村課) ..... 2
- 966 平成24年度地籍調査事業計画の一部変更 (地域政策課) ..... 3
- 967 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) ..... 4
- 968 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) ..... 4
- 969 生活保護法による介護機関の指定 ( " ) ..... 4
- 970 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課) ..... 5
- 971 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " ) ..... 5
- 972 救急病院の認定 (医務課) ..... 5
- 973 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) ..... 6
- 974 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) ..... 7
- 975 公共測量の実施 (技術調査課) ..... 7
- 976 道路の供用開始 (道路保全課) ..... 7
- 977 公有水面埋立ての免許の出願 (港湾空港課) ..... 8
- 978 " ( " ) ..... 11

## 規 則

### 和歌山県規則第58号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第13条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

（災害時緊急支援要員）

第13条 市町村の災害応急対策支援及び災害地の情報収集等のため、本部（本庁）に災害時緊急支援要員を置く。

2 災害時緊急支援要員は、知事が任命する。

別表第1総合統制室の部中「34 その他必要なこと。

「34 災害時」を と。

35 その他

緊急支援要員の派遣及び活動調整に関するこ  
に改める。  
必要なこと。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 和歌山県告示第965号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の平成25年度募集について、次のとおり告示する。

平成25年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 募集種目及び採用時期

## (1) 募集種目

自衛官候補生

## (2) 採用時期

平成26年3月下旬から4月上旬まで

## 2 試験期日、試験場及び試験種目

## (1) 3・4月要員(男子)

試験期日	試験場	試験種目
平成25年9月10日(火)	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
平成25年9月19日(木)	和歌山市	
平成25年9月28日(土)	和歌山市	
平成25年10月4日(金)	田辺市	

\*平成26年3月に高等学校及び中等教育学校卒業予定者については、平成25年9月16日(月)から実施とする。  
\*試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。

## (2) 3・4月要員(女子)

試験期日	試験場	試験種目
平成25年9月24日(火)	和歌山市	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査

## 3 受付期間

## (1) 3・4月要員(男子)

それぞれ試験期日の前日まで

## (2) 3・4月要員(女子)

平成25年8月1日(木)から同年9月6日(金)まで

## 4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者であって、次のいずれにも該当しない者

## (1) 成年被後見人又は被保佐人

## (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

## (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

## (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5 志願手続

## (1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名 称	所 在 地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0061 田辺市上の山一丁目15-25-301	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

## (2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を(1)の機関へ提出又は郵送すること。

## (3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した(1)の機関に連絡すること。

## 6 採用予定者への通知

(1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。

(2) 不合格者には通知しない。

(3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

## 7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

## 和歌山県告示第966号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた平成24年度地籍調査事業計画(平成24年和歌山県告示第388号)の一部を、次のとおり変更した。

平成25年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

項 目	変 更 前	変 更 後
調 査 地 域	郡 市 名	東牟婁郡
	町 村 名	串本町
	調査地域名	伊串の一部

調査期間	平成24年4月17日から 平成25年7月31日まで	平成24年4月17日から 平成25年9月30日まで
------	------------------------------	------------------------------

## 和歌山県告示第967号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成25年7月19日指定した。

平成25年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	エキサイティングマックス! 8月号	02091-8	ぶんか社
月刊誌	金のEX 7月号	12855-7	大洋図書
月刊誌	EXciter 7月号	01977-07	マガジン・マガジン
月刊誌	ENTERTAINMENT Dash実話SPECIAL 7月号	02059-07	晋遊舎
月刊誌	黄金のGT 8月号	12259-08	晋遊舎
月刊誌	Yha!Hip&Lip 8月号	08877-8	ワニマガジン
雑誌	金のEX SPECIAL2013盛夏号	68466-93	大洋図書
雑誌	BLACKザ・タブー VOL.9	68511-01	ミリオン出版
雑誌	週刊大衆ヴィーナス	20437-7/21	双葉社
コミック	恋愛マックス 8月号	17744-8	秋田書店
コミック	ayaアヤ 8月号	18815-08	宙出版
コミック	GUSHガッシュ 8月号	12467-8	海王社
コミック	drapドラ 8月号	16695-08	コアマガジン

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第968号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田医 146-17	あきつの診療所	田辺市上秋津2310-9	平成 22.8.31

## 和歌山県告示第969号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人耕寿会	有田郡湯浅町青木826-1	ケアプランセンター 平安のまち	有田郡湯浅町青木826-1	居宅介護支援事業	平成 25.5.1

#### 和歌山県告示第970号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成25年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071800399	社会福祉法人紀の国福樹会	憩い園ケアプランセンター	岩出市溝川22番地	居宅介護支援	平成 25.7.1	平成 31.6.30

#### 和歌山県告示第971号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成25年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071000974	株式会社楽園	ライフ・パル	橋本市隅田町下兵庫41番地1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25.7.1	平成 31.6.30
3072201290	株式会社につこり	訪問介護につこり	田辺市上秋津2100-12	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 25.7.1	平成 31.6.30
3071401073	株式会社結ゆい	デイサービス結ゆい	海南市藤白142番地5	通所介護・介護予防通所介護	平成 25.7.1	平成 31.6.30
3072201282	有限会社ループ	デイサービスセンターほほえみ	田辺市下万呂951-6	通所介護・介護予防通所介護	平成 25.7.1	平成 31.6.30
3072500840	株式会社南紀一番	南紀デイサービスセンター	東牟婁郡串本町サンゴ台1060番地47	通所介護・介護予防通所介護	平成 25.7.1	平成 31.6.30

#### 和歌山県告示第972号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を

認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 古梅記念病院
- 2 所在地 和歌山市新生町5番37号
- 3 有効期限 平成28年7月13日

#### 和歌山県告示第973号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）テックランド和歌山北店  
和歌山県和歌山市松江北二丁目672番262
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇  
群馬県高崎市栄町1番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇  
群馬県高崎市栄町1番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年3月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,150㎡
- 6 駐車場の収容台数  
115台
- 7 駐輪場の収容台数  
79台
- 8 荷さばき施設の面積  
50㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
48㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後9時45分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日

平成25年7月16日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成25年7月30日から同年12月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第974号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奎路石2635の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第975号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年7月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(数値図化、既成図数値化、数値修正、座標変換)

- 2 作業期間 平成25年6月21日から平成26年3月24日まで

- 3 作業地域 和歌山県紀の川市

### 和歌山県告示第976号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年7月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市宇田森字オノ神299番1地先から同市弘西字砂立1202番1地先まで(ただし、  
関係図面に表示する部分のみ。)

供用開始の期日 平成25年7月31日 午後3時

### 和歌山県告示第977号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課、和歌山下津港湾事務所及び海南市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有するものは、縦覧期間満了の日まで、和歌山下津港港湾管理者和歌山県代表者と和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成25年7月30日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県海南市日方1525番地6
- (2) 名称 海南市
- (3) 代表者住所 和歌山県海南市名高503番地7
- (4) 代表者氏名 海南市長 神出政巳

#### 2 埋立区域

##### (1) 位置

海南地区①

埋立区域(A) 海南市日方字新濱1294番地9の地先公有水面

埋立区域(B) 海南市日方字新濱1294番地9の地先公有水面

埋立区域(C) 海南市日方字新濱1294番地9の地先公有水面

冷水地区②

海南市冷水字大谷325番地34及び325番地16の地先公有水面

##### (2) 区域

海南地区①

埋立区域(A)

次の各地点のうち、1の地点から7の地点までを順次に結んだ線、7の地点と1の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位(D.L. +1.62m)における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

1の地点 基点から169度48分29秒 1,595.98mの地点

2の地点 1の地点から194度00分56秒 0.98mの地点

3の地点 2の地点から284度00分57秒 75.55mの地点

4の地点 3の地点から357度35分22秒 135.98mの地点

5の地点 4の地点から87度35分22秒 4.89mの地点

6の地点 5の地点から357度35分22秒 0.66mの地点

7の地点 6の地点から87度22分55秒 1.37mの地点

埋立区域 (B)

次の各地点のうち、8の地点から15の地点までを順次に結んだ線、15の地点と8の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位 (D. L. +1.62m) における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

基点 (国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

8の地点 基点から171度34分27秒 1,427.52mの地点

9の地点 8の地点から268度13分01秒 1.38mの地点

10の地点 9の地点から357度11分05秒 0.66mの地点

11の地点 10の地点から267度11分05秒 4.87mの地点

12の地点 11の地点から357度35分22秒 7.45mの地点

13の地点 12の地点から87度11分05秒 4.77mの地点

14の地点 13の地点から357度11分05秒 0.66mの地点

15の地点 14の地点から87度58分34秒 1.49mの地点

埋立区域 (C)

次の各地点のうち、16の地点から23の地点までを順次に結んだ線、23の地点と16の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位 (D. L. +1.62m) における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

基点 (国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

16の地点 基点から171度31分06秒 1,414.47mの地点

17の地点 16の地点から267度26分54秒 1.87mの地点

18の地点 17の地点から357度26分54秒 0.66mの地点

19の地点 18の地点から267度26分54秒 4.39mの地点

20の地点 19の地点から357度35分22秒 303.40mの地点

21の地点 20の地点から87度35分35秒 4.23mの地点

22の地点 21の地点から357度35分35秒 0.66mの地点

23の地点 22の地点から87度35分35秒 1.86mの地点

冷水地区②

次の各地点のうち、1の地点から11の地点までを順次に結んだ線、11の地点と1の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位 (D. L. +1.62m) における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

基点 (国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

1の地点 基点から197度09分36秒 2,506.95mの地点

2の地点 1の地点から70度52分26秒 6.25mの地点

3の地点 2の地点から160度52分26秒 0.58mの地点

4の地点 3の地点から70度52分26秒 10.17mの地点

5の地点 4の地点から160度52分26秒 78.16mの地点

6の地点 5の地点から250度52分23秒 0.08mの地点

7の地点 6の地点から160度52分26秒 7.09mの地点

- 8の地点 7の地点から119度01分45秒 7.11mの地点  
 9の地点 8の地点から89度04分18秒 81.63mの地点  
 10の地点 9の地点から359度04分18秒 0.66mの地点  
 11の地点 10の地点から89度04分18秒 5.88mの地点

## (3) 面積

## 海南地区①

埋立区域 (A) 929.59m<sup>2</sup>埋立区域 (B) 48.54m<sup>2</sup>埋立区域 (C) 1,875.82m<sup>2</sup>

## 冷水地区②

1,989.06m<sup>2</sup>

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

## 海南地区①

海南市日方字新濱1294番地9の地内並びに1294番地9及び1294番地30の地先公有水面

## 冷水地区②

海南市冷水字大谷325番地34地内並びに325番地34及び325番地16の地先公有水面

## (2) 区域

## 海南地区①

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とソの地点とを結んだ線により囲まれた区域  
 基点(国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

- イの地点 基点から169度20分06秒 1,591.67mの地点  
 ロの地点 イの地点から172度27分17秒 12.96mの地点  
 ハの地点 ロの地点から198度24分01秒 48.50mの地点  
 ニの地点 ハの地点から284度00分55秒 113.75mの地点  
 ホの地点 ニの地点から357度35分37秒 220.09mの地点  
 への地点 ホの地点から295度15分08秒 11.29mの地点  
 トの地点 への地点から357度35分37秒 291.24mの地点  
 チの地点 トの地点から88度02分29秒 62.54mの地点  
 リの地点 チの地点から177度35分07秒 173.95mの地点  
 ヌの地点 リの地点から89度37分19秒 1.94mの地点  
 ルの地点 ヌの地点から177度34分25秒 40.50mの地点  
 ヲの地点 ルの地点から270度09分29秒 1.80mの地点  
 ワの地点 ヲの地点から177度36分38秒 256.80mの地点  
 カの地点 ワの地点から104度44分18秒 28.24mの地点  
 ヨの地点 カの地点から15度14分09秒 0.96mの地点  
 タの地点 ヨの地点から105度05分58秒 8.36mの地点  
 レの地点 タの地点から195度19分48秒 0.98mの地点  
 ソの地点 レの地点から105度22分19秒 27.41mの地点

## 冷水地区②

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とりの地点とを結んだ線により囲まれた区域  
 基点(国土地理院「紀三井寺」三等三角点、和歌山県海南市大字船尾字東谷688番地2)

北緯 34度09分56.0455秒

東経 135度11分57.8289秒

イの地点 基点から197度18分23秒 2,502.07mの地点

ロの地点 イの地点から70度52分29秒 69.20mの地点

ハの地点 ロの地点から160度52分31秒 56.59mの地点

ニの地点 ハの地点から89度04分12秒 58.48mの地点

ホの地点 ニの地点から178度44分34秒 46.83mの地点

への地点 ホの地点から268度44分34秒 0.75mの地点

トの地点 への地点から179度03分55秒 17.80mの地点

チの地点 トの地点から269度03分36秒 90.92mの地点

リの地点 チの地点から298度40分22秒 25.85mの地点

(3) 面積

海南地区① 34,594.28㎡

冷水地区② 10,790.90㎡

4 埋立地の用途

海南地区① ふ頭用地

冷水地区② ふ頭用地

5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

平成25年2月18日

和歌山県告示第978号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課、東牟婁振興局串本建設部及び串本町役場に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有するものは、縦覧期間満了の日まで、袋港港湾管理者和歌山県代表者と和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成25年7月30日

袋港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

1 埋立免許出願人

(1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 名称 和歌山県

(3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号

(4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

(1) 位置

埋立区域①

和歌山県東牟婁郡串本町串本字袋寺之元627番地3、628番地1及び629番地の地先公有水面

埋立区域②

和歌山県東牟婁郡串本町串本字袋寺之元629番地及び1729番地1の地先公有水面

(2) 区域

埋立区域①

次の各地点のうち、1の地点から4の地点までを順次に結んだ線、4の地点と1の地点を結ぶ平成24年

の秋分の満潮位 (D.L. +1.83m) における公有水面と陸地及び既設護岸との境界線により囲まれた区域

基点 (国土地理院「出雲」三等三角点、和歌山県東牟婁郡串本町出雲字上尾ノ浦425番1)

北緯 33度27分32.5125秒

東経 135度46分57.2853秒

1の地点 基点から336度36分18秒 1,983.16mの地点

2の地点 1の地点から304度45分47秒 0.81mの地点

3の地点 2の地点から214度45分47秒 0.59mの地点

4の地点 3の地点から304度45分47秒 26.74mの地点

埋立区域②

次の各地点のうち、5の地点から9の地点までを順次に結んだ線、9の地点と5の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位 (D.L. +1.83m) における公有水面と既設護岸及び陸地との境界線により囲まれた区域

基点 (国土地理院「出雲」三等三角点、和歌山県東牟婁郡串本町出雲字上尾ノ浦425番1)

北緯 33度27分32.5125秒

東経 135度46分57.2853秒

5の地点 基点から335度47分54秒 2,028.22mの地点

6の地点 5の地点から304度45分47秒 26.23mの地点

7の地点 6の地点から214度45分47秒 6.20mの地点

8の地点 7の地点から304度45分47秒 0.59mの地点

9の地点 8の地点から214度45分47秒 0.76mの地点

(3) 面積

埋立区域① 64.57㎡

埋立区域② 76.39㎡

合計 140.96㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県東牟婁郡串本町串本字袋寺之元628番地1、629番地、630番地及び1729番地1地内並びに同字627番地3、628番地1、629番地、630番地及び1729番地1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とチの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 (国土地理院「出雲」三等三角点、和歌山県東牟婁郡串本町出雲字上尾ノ浦425番地1)

北緯 33度27分32.5125秒

東経 135度46分57.2853秒

イの地点 基点から336度55分36秒 1,984.20mの地点

ロの地点 イの地点から304度45分47秒 90.02mの地点

ハの地点 ロの地点から214度45分47秒 19.61mの地点

ニの地点 ハの地点から107度06分43秒 20.06mの地点

ホの地点 ニの地点から201度54分59秒 8.77mの地点

への地点 ホの地点から124度45分47秒 10.80mの地点

トの地点 への地点から214度45分47秒 12.84mの地点

チの地点 トの地点から124度45分47秒 58.06mの地点

(3) 面積

2,625.32㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

- 5 公有水面埋立免許願書の出願年月日  
平成25年6月3日